

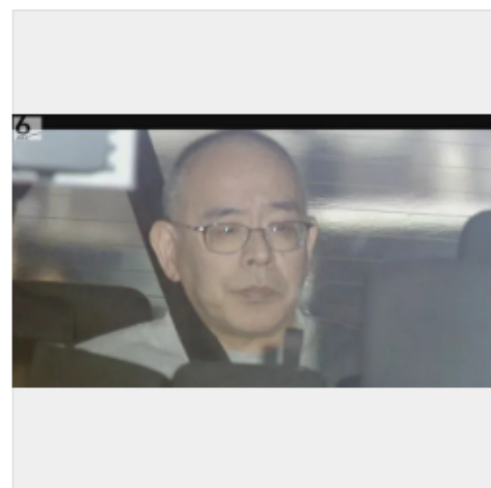
障害のある15歳少年に何度も暴行した罪 放課後等デイサービス施設・元代表に有罪判決 「1ヵ月あまりの間に多数犯行」大阪地裁

9/9(月) 12:27 配信  

ABCニュース

大阪の放課後等デイサービス施設で、障害のある少年に暴行を加えた罪に問われている男に有罪判決が言い渡されました。

大阪府吹田市にあった、放課後等デイサービス施設「アルプスの森」（閉鎖）を運営していた宇津慎史被告（61）は、兄の雅美被告（66）らと共謀し、去年2月から4月にかけて利用者の知的障害がある15歳の少年に、何



ABCテレビ

度も殴る蹴るなどの暴行を加えた罪に問われています。

これまでの裁判で宇津被告は起訴内容を認め、検察は懲役1年2ヵ月を求刑していました。

判決で大阪地裁は、「1ヵ月あまりの間に多数犯行に及んでいて、被害者の肉体的な苦痛は軽視できない」と指摘。

そして「被害者の加害行為が激しくても、障害の特性によるものと認識しておくべきだった」として、宇津被告に懲役1年2ヵ月、執行猶予3年を言い渡しました。